

# みんなで防ごう 障がい者虐待



## 障害者虐待防止法がはじまります

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
(障害者虐待防止法)が平成24年10月1日から施行されます。

～虐待に気づいたら、すみやかに通報をしましょう～

障がい者虐待に気づいた方は、市の担当窓口への通報義務があります。

「あれっ」と感じたら通報をしましょう。

通報、相談、問合せ先

おのしそう しゃぎくたい ぼうし 小野市障がい者虐待防止センター

（担当窓口：小野市役所 社会福祉課 障がい福祉係）

電話.63-1011 FAX.63-1204

休日・夜間通報先

電話.63-1000 FAX.63-1196

## ～対象となる障がい者とは～

障害者虐待防止法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいの  
ある人や、その他心身の機能の障がいや社会的な障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人が対象となります。  
※障害者手帳を取得していない方も対象となります。



## ～3種類の障がい者虐待があります～

障害者虐待防止法では、障がい者虐待を3つの種類に定義しています。

### 養護者による 障がい者虐待

障がい者の生活の世話や身体介護、金銭の管理などを行っている家族や親族、同居人からの虐待のことです。



### 障害者福祉施設従事者 による障がい者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。



### 使用者による 障がい者虐待

障がい者を雇用する事業主による虐待のことです。



※18歳未満の障がい児に対する養護者虐待については、通報・通報に対する虐待対応として、児童虐待防止法が適用されます。

※高齢者関係施設の入所者については、65歳未満の障がい者に対するものも含めて、高齢者虐待防止法が適用されます。児童福祉施設の入所者については、18歳以上に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。

※使用者による障がい者虐待については、年齢に関わらず(18歳未満や65歳以上でも)障害者虐待防止法が適用されます。

# 虐待を早期に発見するために！

## 「虐待の種類」と「虐待のサイン」

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されても障がい者自らSOSを訴え

ないことがよくあります。そのため、小さな兆候を見逃さないことが大切です。

※複数の項目に当てはまる場合は、疑いがそれだけ濃いと判断できます。

※これらはあくまで例示の一部ですので、完全に当てはまらなくても、虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向けましょう。

### 身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。  
また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

#### 例えば

- ・平手打ちをする
- ・殴る、蹴る、つねる
- ・やけどをさせる
- ・縛りつける
- ・閉じ込める
- ・不要な服薬をさせる

#### チェックするサイン

- ・身体に小さな傷やあざが頻繁に見られる
- ・回復状態がさまざまに違う傷やあざがある
- ・お尻、手のひら、背中などにやけどがある
- ・傷やあざの説明のつじつまが合わない
- ・急におびえたり、こわがったりする



### 性的虐待

無理やり、わいせつなことをしたり、させたりすること。

#### 例えば

- ・性的行為を強要する
- ・裸にする
- ・キスをする
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する
- ・わいせつな映像を見せる

#### チェックするサイン

- ・性器の痛み、かゆみを訴える
- ・不自然な歩き方をする
- ・肛門や性器からの出血や傷がみられる
- ・急におびえたり、こわがったりする
- ・ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- ・眠れない、不規則な睡眠となる

### 心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度を与えること。また無視  
や嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

#### 例えば

- ・「バカ」「あほ」など障がい者を侮辱する言葉を浴びせる
- ・怒鳴る
- ・ののしる
- ・悪口言う
- ・わざと無視する
- ・仲間に入れないと

#### チェックするサイン

- ・かきむしり、かみつきなど攻撃的な態度がみられる
- ・おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす、  
自傷行為がみられる
- ・食欲の変化（過食・拒食）が激しい
- ・体重が不自然に増えたり、減ったりする
- ・無気力、あきらめ、顔の表情がなくなる

### 放棄・放任(ネグレクト)

食事や排泄、入浴、洗濯などの身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないことにより、障がい者の身体・精神状態を悪化させること。

#### 例えば

- ・食事や水分を十分に与えない
- ・排泄の介助をしない
- ・あまり入浴させない
- ・汚れた服を着させ続ける
- ・室内の掃除をしない
- ・学校に行かせない
- ・必要な福祉サービスや医療を受けさせない

#### チェックするサイン

- ・身体から異臭がする、髪が汚れている
- ・ずっと同じ服を着ている
- ・部屋から異臭がする、ゴミを放置している
- ・体重が増えない、過度に空腹を訴える
- ・よそではガツガツ食べる

# 経済的虐待

ほんにん どうい  
本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や  
ねんきん ちんぎん つか かって うんよう ほんにん  
年金、資金を使うこと。また勝手に運用し、本人が  
きばう きんせん しよう りゆう せいげん  
希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## たと 例えば

- ねんきん ちんぎん わた つか  
・年金や資金を渡さない、使わせない
- ほんにん どうい  
・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用をする

## チェックするサイン

- にちじょうせいかつ ひつよう きんせん わた  
・日常生活に必要な金銭を渡されていない
- りょうりょう せいいかつ しはら  
・サービスの利用料や生活費の支払いができない

# セルフネグレクト(自己放任)について

ひるま あまと し でんき すいどう  
昼間でも雨戸が閉まっている、電気、ガス、水道、  
やちゃん しはら とどこお へ や しゅうい  
家の貸しの支払いが滞っている、ゴミが部屋や周囲に  
さんらん へ や いしう など しゅう しゃ  
散乱している、部屋から異臭がする等、障がい者  
ほんにん みずか けんこう せいかつ そこ じょうたい  
本人が、自らの健康や生活を損なう状態のまで  
ほうち ぱおい  
放置している場合があります。

じょうき みと ざっくたい どうよう  
上記のようなサインが認められれば虐待と同様、  
しゅうい せききょくでき しんえん ひつよう  
周囲からの積極的な支援が必要となりますので、  
つうほう そうだん  
通報や相談をしてください。



# 通報は匿名でもかまいません

とくめい つうほう ざっくたい うたが  
匿名でも通報はできます。虐待が疑われるサインがみられる場合には、  
ひとり もんだい かか こ すみ お の ししう しゃざくたいほうし  
一人で問題を抱え込みます、速やかに小野市障がい者虐待防止センターに  
つうほう  
通報しましょう。

# ～障がい者虐待を防止するために～

しょう しゃ ざっくたい ほし  
障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に  
はっけん しんえん がんし じゅうよう  
発見し、支援を開始することが重要です。

さいたく かぞく しんぞくなど ざっくたい お ぱあい ざっくたい  
在宅で家族や親族等による虐待が起きた場合には、虐待して  
かぞく しんぞくなど かかしゅ とら  
いる家族や親族等を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、  
かぞく しんぞくじしん なん しんえん ひつよう ぱあい  
家族や親族自身が何らかの支援を必要としている場合もあり

ます。

かていぜんたい じょうきょう かてい かか もんだい りかい  
家庭全体の状況から、その家庭が抱えている問題を理解し、  
しょう しゃ かぞく しんぞくなど たい しんえん おごな ひつよう ざっくたい しゅう しゃ  
障がい者・家族・親族等に対する支援を行うことが必要です。虐待されている障がい者だけではなく、  
ざっくたい かぞく かか もんだいがいつけ ざっくたい め き づ たいせつ  
虐待をしている家族が抱える問題解決のためにも、虐待の芽に気付くことが大切です。みんなで  
きょうりいく だれ あんしん く お の し  
協力し、誰もが安心して暮らせる小野市をつくりましょう。



## ◆発行者

おのしやくしょ

小野市役所

市民福祉部社会福祉課障がい福祉係

おのしおうじちょう

〒675-1380 小野市王子町806-1

電話.0794-63-1011

FAX.0794-63-1204

しみんふくしふしゃかいふくしか しょう ふくしがかり

おのしおうじちょう